

○前橋市議会政務活動費の交付に関する条例施行規則

平成13年3月19日

規則第6号

(趣旨)

第1条 この規則は、前橋市議会政務活動費の交付に関する条例（平成13年前橋市条例第1号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(交付の申請等)

第2条 政務活動費の交付を受けようとする会派の代表者は、毎年度、市長に対し、議長を経由して政務活動費交付申請書（様式第1号）を提出しなければならない。

2 会派の代表者は、前項の規定により提出した政務活動費交付申請書の内容に異動が生じたときは、市長に対し、議長を経由して政務活動費交付変更申請書（様式第2号）を提出しなければならない。

(交付の決定)

第3条 市長は、毎年度、前条の規定により申請のあった各会派について交付すべき年間分の政務活動費の額を決定し、当該会派の代表者に政務活動費交付決定通知書（様式第3号）により通知するものとする。

2 市長は、前条第2項の政務活動費交付変更申請書の提出があったときは、前項の規定により決定した年間分の政務活動費の額を変更し、当該会派の代表者に政務活動費交付変更決定通知書（様式第4号）により通知するものとする。

(交付日)

第4条 条例第3条第6項に規定する政務活動費の交付日は、交付月の10日とする。ただし、その日が休日又は日曜日若しくは土曜日に当たるときは、その日後においてその日に最も近い休日又は日曜日若しくは土曜日でない日を交付日とする。

(会派結成届等)

第5条 条例第4条第1項の会派結成届は様式第5号、同条第2項の会派異動届は様式第6号、同条第3項の会派解散届は様式第7号によるものとする。

(交付請求)

第6条 会派の代表者は、政務活動費の交付日の前日から起算して5日前までに、市長に対し政務活動費交付請求書（様式第8号）を提出しなければならない。

2 会派の代表者は、条例第6条第1項の規定により政務活動費を追加して請求する

ときは、交付日の前日から起算して5日前までに、市長に対し政務活動費追加交付請求書（様式第9号）を提出しなければならない。

（収支報告書）

第7条 条例第8条第2項に規定する収支報告書は、政務活動費収支報告書（様式第10号）とする。

（収支報告書の写しの送付）

第8条 議長は、条例第9条第1項の規定により提出された収支報告書の写しを市長に送付するものとする。

（会計帳簿等の整理保管）

第9条 政務活動費の交付を受けた会派の経理責任者は、政務活動費の支出について会計帳簿等を整理するとともに、当該会計帳簿等を当該政務活動費に係る収支報告書の提出期限の日から起算して5年を経過する日まで保管しなければならない。

附 則

この規則は、平成13年4月1日から施行する。

附 則（平成14年3月29日規則第25号）

- 1 この規則は、平成14年4月1日から施行する。
- 2 この規則の施行前に改正前の前橋市聴聞及び弁明の機会の付与に関する規則等の規定により調製した様式については、残存するものに限り、当分の間使用することができる。

附 則（平成20年3月13日規則第4号）

- 1 この規則は、平成20年4月1日から施行する。
- 2 改正後の前橋市議会政務調査費の交付に関する条例施行規則の規定は、この規則の施行の日以後に交付する政務調査費について適用し、同日前に交付した政務調査費については、なお従前の例による。

附 則（平成22年3月18日規則第17号）

- 1 この規則は、平成22年4月1日から施行する。
- 2 改正後の別表の規定は、この規則の施行の日以後に交付する政務調査費について適用し、同日前に交付した政務調査費については、なお従前の例による。

附 則（平成24年12月26日規則第60号）

- 1 この規則は、地方自治法の一部を改正する法律（平成24年法律第72号）附則

第1条ただし書に規定する規定の施行の日から施行する。

- 2 改正後の前橋市議会政務活動費の交付に関する条例施行規則の規定は、この規則の施行の日以後に交付する政務活動費について適用し、同日前に交付した政務調査費については、なお従前の例による。

附 則（令和3年3月31日規則第42号）

- 1 この規則は、令和3年4月1日から施行する。
- 2 この規則の施行前に改正前の前橋市行政手続条例施行規則等の規定により調製した様式については、残存するものに限り、当分の間使用することができる。

様式第 1 号 (第 2 条関係)

政務活動費交付申請書

年 月 日

(宛先) 前橋市長  
(前橋市議会議員経由)

会派名  
代表者

前橋市議会政務活動費の交付に関する条例施行規則第 2 条第 1 項の規定により、下記のとおり申請します。

記

- 1 所属議員数 人 ( 月 1 日現在)
- 2 交付申請額 ( 年度分) 円
- 3 発行責任者及び経理責任者  
発行責任者 (電話番号)  
経理責任者 (電話番号)

様式第2号（第2条関係）

政務活動費交付変更申請書

年 月 日

（宛先）前橋市長  
（前橋市議会議長経由）

会派名  
代表者

前橋市議会政務活動費の交付に関する条例施行規則第2条第2項の規定により、下記のとおり申請します。

記

1 異動内容

区 分	新	旧	異動年月日
所 属 議 員 数			
交付申請額（ 年度分）	円	円	

2 発行責任者及び経理責任者

発行責任者

（電話番号）

経理責任者

（電話番号）

様式第3号(第3条関係)

政務活動費交付決定通知書

年 月 日

会派代表者 様

前橋市長

印

年 月 日付けで申請のあった政務活動費の交付について下記のとおり決定したので、前橋市議会政務活動費の交付に関する条例施行規則第3条第1項の規定により通知します。

記

年度政務活動費交付決定額(年額)

円

様式第4号(第3条関係)

政務活動費交付変更決定通知書

年 月 日

会派代表者 様

前橋市長



年 月 日付けで申請のあった政務活動費の交付変更について下記のとおり決定したので、前橋市議会政務活動費の交付に関する条例施行規則第3条第2項の規定により通知します。

記

年度政務活動費交付変更決定額(年額)

円

様式第5号(第5条関係)

会派結成届

年 月 日

前橋市議会議長 様

代 表 者

前橋市議会政務活動費の交付に関する条例第4条第1項の規定により、下記のとおり届け出ます。

記

- 1 会派の名称
- 2 会派結成年月日
- 3 経理責任者
- 4 会員



様式第6号(第5条関係)

会派異動届

年 月 日

前橋市議会議長 様

代 表 者

前橋市議会政務活動費の交付に関する条例第4条第2項の規定により、下記のとおり届け出ます。

記

異動内容

区 分	新	旧	異動年月日
会派の名称			
代 表 者			
経理責任者			
会 員			

様式第7号(第5条関係)

会派解散届

年 月 日

前橋市議会議長 様

代 表 者

前橋市議会政務活動費の交付に関する条例第4条第3項の規定により、下記のとおり届け出ます。

記

- 1 解散した会派の名称
- 2 会派の解散年月日

様式第 8 号（第 6 条関係）

政務活動費交付請求書

年 月 日

（宛先）前橋市長

会派名  
代表者

前橋市議会政務活動費の交付に関する条例施行規則第 6 条第 1 項の規定により、下記のとおり政務活動費の交付を請求します。

記

- 1 金 円  
ただし、年 月分から 年 月分まで
- 2 交付月の基準日における所属議員数 人
- 3 発行責任者及び経理責任者  
発行責任者 (電話番号)  
経理責任者 (電話番号)

様式第9号（第6条関係）

政務活動費追加交付請求書

年 月 日

（宛先）前橋市長

会派名  
代表者

前橋市議会政務活動費の交付に関する条例施行規則第6条第2項の規定により、下記のとおり政務活動費の追加交付を請求します。

記

- 1 金 円  
ただし、年 月分から 年 月分まで
- 2 交付月の基準日における追加所属議員数 人
- 3 発行責任者及び経理責任者  
発行責任者 (電話番号)  
経理責任者 (電話番号)

様式第10号（第7条関係）

年度政務活動費収支報告書

年 月 日

前橋市議会議長 様

会派名  
代表者

前橋市議会政務活動費の交付に関する条例第9条第1項の規定に基づき、 年度  
政務活動費に係る収入及び支出を報告します。

1 収入及び支出 (単位：円)

収 入			支 出		
科 目	金 額	備 考	科 目	金 額	備 考
1 政務活動費			1 調査研究費		
2 利 息			2 研 修 費		
			3 広 報 費		
			4 広 聴 費		
			5 資料作成費		
			6 資料購入費		
			7 人 件 費		
			8 その他の経費		
合 計			合 計		

2 残 額 円

3 支出の内訳

整理 番号	月 日	場所 (会場)	内 容	人員数 (人)		経費 (円)
				会派議員	その他	

4 発行責任者及び経理責任者

発行責任者 (電話番号)

経理責任者 (電話番号)